

渡嘉敷村観光危機管理計画 (概要版)



渡嘉敷村 観光産業課

1.総則

(1)本計画の目的

沖縄県では観光産業を地域経済の活性化や県民の雇用創出など、直接的・間接的に県経済に大きく貢献する重要な産業として位置づけており、観光産業に負の影響を与えるさまざまな危機への対応として「沖縄県観光危機管理基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定した。

渡嘉敷村においては、平成 26 年には渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で 31 番目の国立公園に指定されたことで、慶良間諸島としても注目を集めている。

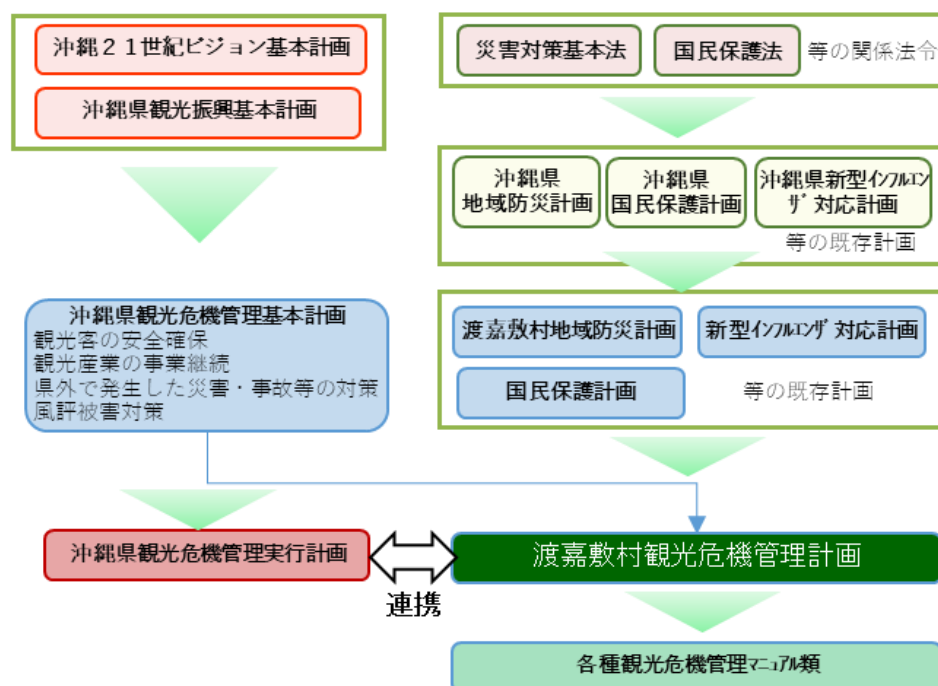
また、県都那覇からも高速艇で 30 分という立地もあり、外国人観光客やマリンスポーツを楽しむリピーターの国内客など、近年渡嘉敷村を訪れる観光客は大幅に増加している。

渡嘉敷島以外の無人島においても、沖縄本島から出港してマリンレジャーを楽しむなど、渡嘉敷村の海域は魅力の有るフィールドとして認知されている。

そのようななか、渡嘉敷村においても、増加する観光客に対応し災害等の観光危機時に観光客対応や、村の観光産業への被害を最小限とし、復旧・復興に早期に取り組むために「渡嘉敷村観光危機管理計画」を策定し、安心・安全・快適な観光を提供するとともに、渡嘉敷村の観光ブランド確立を図るものとする。

(2)本計画の位置づけ

観光危機管理対策となる本計画と既存計画の関係は以下のとおりです。上位となる諸計画（地域防災計画、国民保護計画等）や関連計画との整合・連携を図りながら実行可能な計画とします。



(2)「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

「観光危機」とは

「台風」、「地震」、「津波」、「航空機・船舶事故」、「感染症」、「テロ」などの災害・事故等の発生により、本村に訪れている観光客や村内の観光産業に甚大な被害をもたらす具体的な危機をいいます。被害の実態が無い、又は非常に小さく、村内では被害を受けていないに関わらず、本村を含む県内全体が甚大な被害を受けているような報道がされ、観光客の減少等が考えられる場合（風評被害）も含まれます。

「観光危機管理」とは

本村に訪れている観光客や、村内の観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいいます。

(3) 渡嘉敷村観光危機管理の必要性

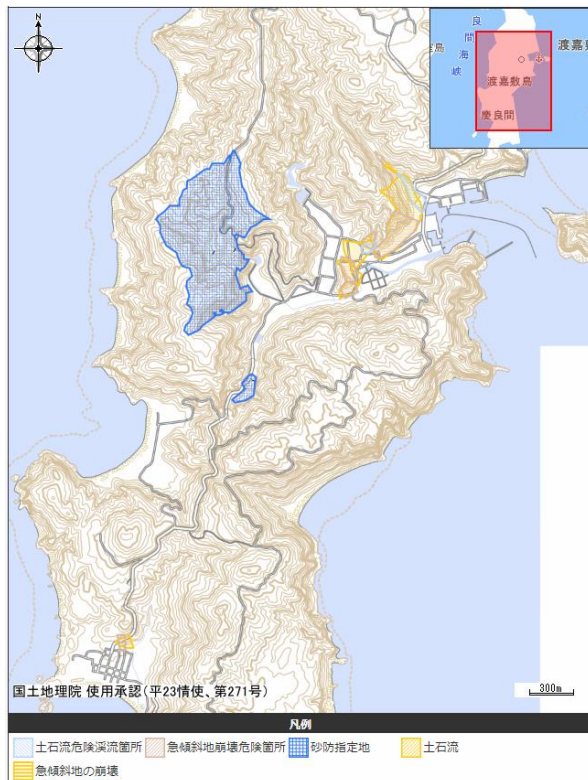
本計画は、既存計画（地域防災計画等）で対応しきれない観光分野に特化して策定する必要があります。

- ①観光客は土地勘が無く、危機発生時にどう行動すべきかわからない
- ②地域防災計画では住民が対象であり、観光客対応が不十分
- ③観光客を早期に安全に帰宅させる必要がある
- ④観光産業に影響を与える危機は、自然災害だけではない
- ⑤早期から観光復興への対応が必要
- ⑥風評は観光復興の最大の敵

(3) 渡嘉敷村における災害の危険性

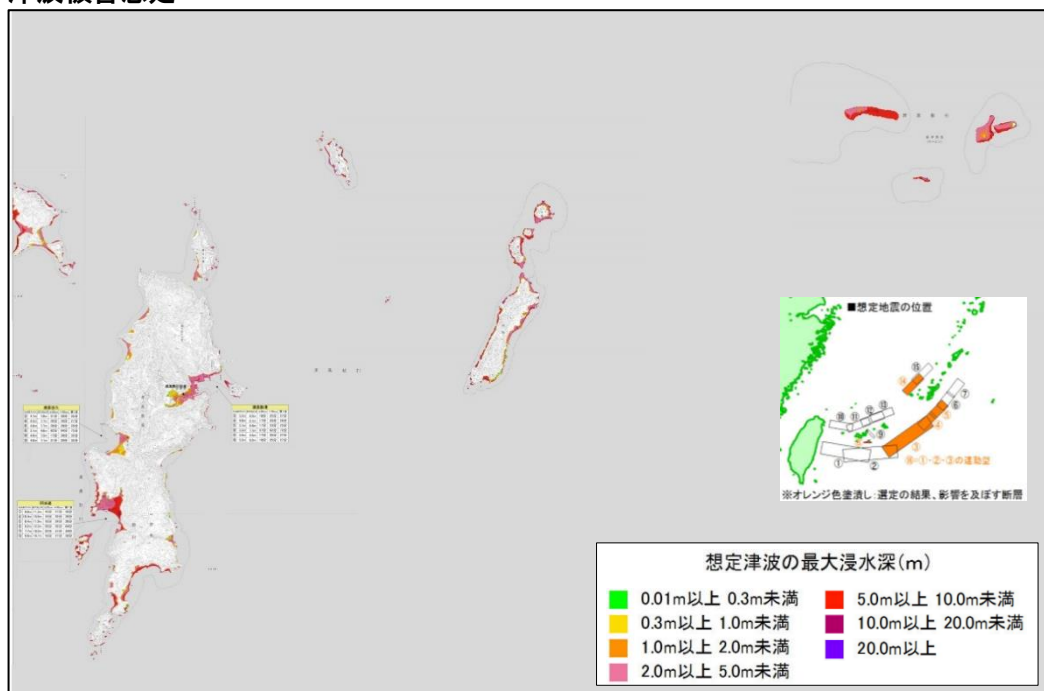
下図に示すように、村内には土砂災害や津波浸水などの被害が発生するおそれのある箇所があります。

土砂災害危険区域



出典：沖縄県地図情報システム

津波被害想定



出典：沖縄県津波浸水想定設定（平成 27 年 3 月）

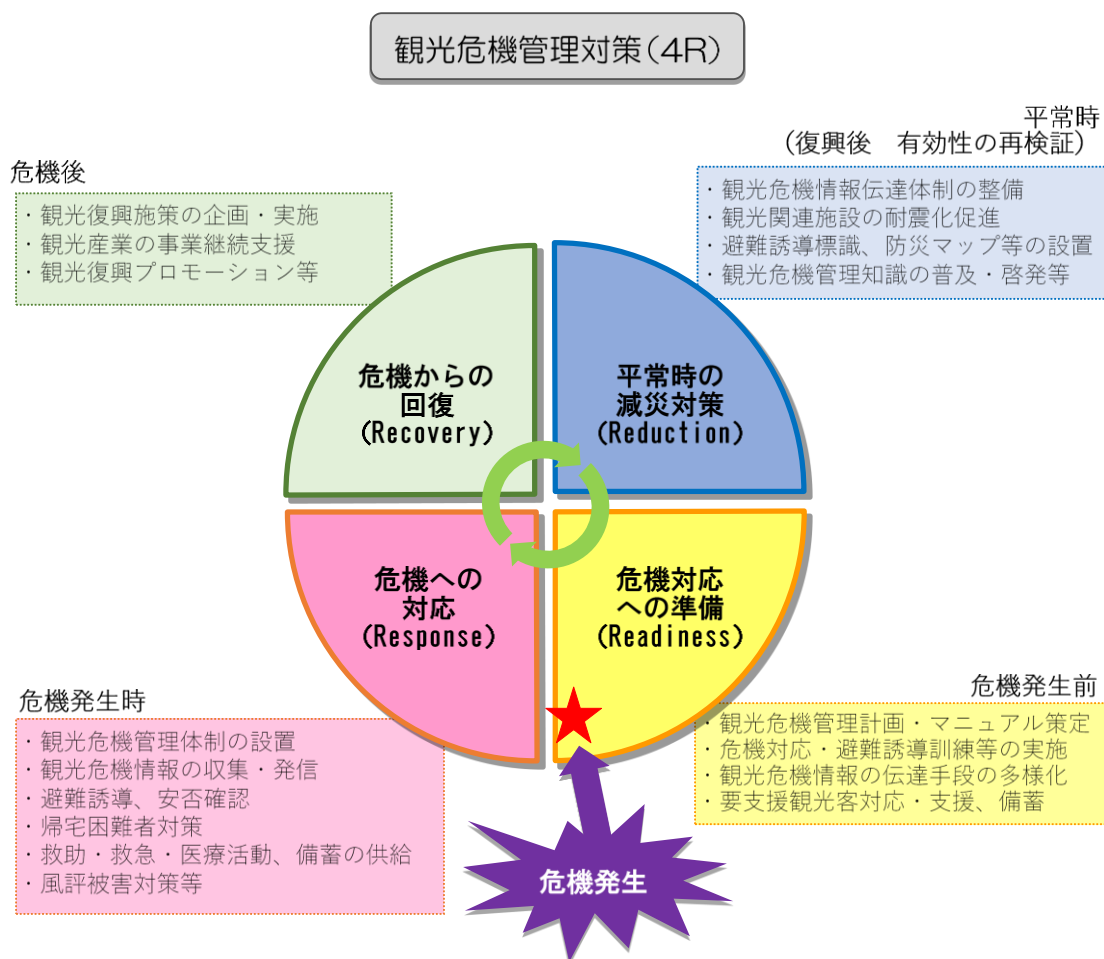
(4) 渡嘉敷村における観光危機の想定

本計画において観光危機とは、本村の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる災害・危機をいい、以下に示す5つの災害・危機を想定しています。

①自然災害・危機	②人的災害・危機	③健康危機	④環境危機	⑤県外で発生した災害・危機
地震、津波、台風、落雷、土砂災害、大雨による洪水、高潮、風害（突風、竜巻など）等	航空機事故、交通麻痺、航空機・船舶事故、山火事、テロ、凶悪犯罪 等	麻疹・新型インフルエンザ等の感染症、大規模な食中毒の発生、有害生物等の異常発生 等	大気汚染 等	県外で発生した①～④の災害・危機において沖縄観光に影響を与える場合や、経済変動、他国との外交摩擦、紛争 等

(5) 渡嘉敷村危機管理の基本方針

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、「危機への対応（Response）」、「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）があります。それぞれの段階において、観光関連団体・事業者及び市民と渡嘉敷村が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。



2. 渡嘉敷村観光危機管理体制

(1) 渡嘉敷村の体制

観光危機管理体制の設置は、災害等の発生に対し、村の体制として、「渡嘉敷村地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」などの既存計画による対策本部等が設置された場合は、当該既存計画に基づく体制内での観光担当部署の役割として、観光危機管理に関する対応を観光産業課（農林水産対策班）が行うものとします。

一方、村外（県内・県外・海外を含む）で発生した観光危機や風評被害など、既存計画による対策本部等が設置されていない場合は、本計画で定めるところの観光危機に関する体制を観光産業課に設置します。

同様に自然災害等への対応が収束し、既存計画による体制が解除され、観光産業にとっての回復の段階となった場合も、本計画で定めるところの体制を設置し、対応に当るものとします。

区分	観光危機管理体制	主な取組み
観光危機の状況及び推移等に応じて設置	準備体制	・観光危機情報の収集、分析及び共有
	警戒本部	・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興・事業継続支援 等
観光危機発生時	対策本部	・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興・事業継続支援 等

(2) 観光関連団体・観光事業者の体制

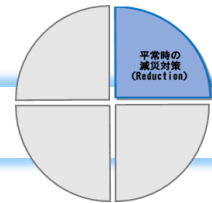
村内の観光関連団体及び観光関連事業者は、津波浸水想定の確認や、避難場所・避難経路の把握など日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築するとともに、平常時においても、村の観光産業課や、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と相互に連携して、観光危機管理情報伝達体制を構築します。

観光危機が発生した場合には、村に設置される対策本部等（既存計画に基づく対策本部及び観光危機管理に関する対策本部）や、観光関連事業者と連携可能な連絡体制を構築します。

(2) 国・県及び他の市町村との連携体制

観光危機管理においては、各種情報の収集や救助及び帰宅困難者への対応など、様々な状況において、国・県及び近隣市町村との連携が必要となります。

県の観光危機管理基本計画にも、県、市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者の役割が示されており、平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう準備します。



3.平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策、ビーチ等における表示による注意喚起を推進します。

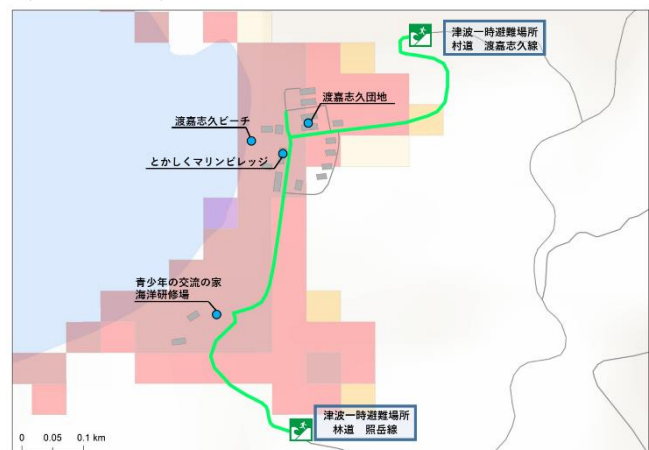
- ① 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり
- ② 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化
- ③ 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成
- ④ ビーチ等における遊泳区域等の表示による注意喚起

避難経路の確保

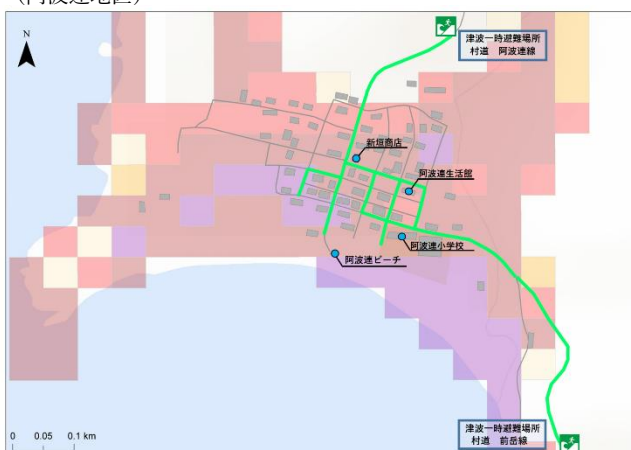
(渡嘉敷地区)



(渡嘉志久地区)

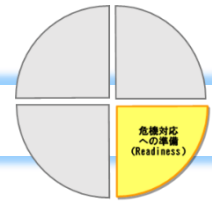


(阿波連地区)



資料提供：渡嘉敷村総務課

4.危機対応への準備（Readiness）



観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光客の安全確保や、観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等やマニュアルの策定、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児連れ、妊婦など配慮が必要な観光客）への支援体制の強化等の施策を推進します。

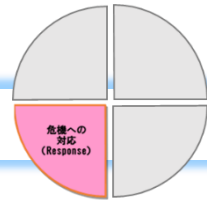
- ① 観光危機管理計画等・マニュアルの策定
- ② 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- ③ 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ④ 要支援観光客への対応・支援体制の強化
- ⑤ 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

村では、本計画に合わせて事業者がマニュアル作成の参考とするために『渡嘉敷村観光危機対応マニュアル【事業者用雛形版】』を作成しました。

また、作成する中で事業者勉強会や観光危機訓練を計画・実施しました。



5.危機への対応（Response）



観光危機発生時に、観光客及び観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進します。

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

観光危機管理計画には、帰宅困難者の支援も含まれています。

- ・まずは、帰宅困難者が出ないようにすることが重要です。台風等の事前予報を正確に観光客に伝え、必要に応じて早期帰宅を促すことも検討しましょう。
- ・帰宅困難となった観光客は、「一刻も早く帰宅したい」という状況なので、気象情報、交通復旧情報、宿泊情報などを正確に伝えましょう。

※帰宅支援の具体的な方法について

村外への観光客の移動手段の確保は県の役割であり、県が帰宅支援計画を策定します。村は、県、OCVB と連携を図りつつ、村内の観光客の輸送、集合場所などを調整し、帰宅支援を行います。

帰宅支援に際し、村内に滞在する観光客の名簿（氏名、性別、国籍、住所等）を作成し、迅速に対応できる体制を構築します。

避難（滞在）している観光客には、外国人も含まれます。

- ・異国での不安もあることに配慮してください。
- ・食料の提供にあたっては、体質（アレルギー）や宗教（ハラール）によっては摂取できない食材があることに配慮してください。
- ・不幸にも外国人観光客の方が亡くなった場合、遺体に係る対応は宗教・習慣により異なるので大使館、領事館あるいは外務省に確認を取ります。



6.危機からの回復（Recovery）

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置を推進します。

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

7. 渡嘉敷村観光関連事業者の皆様へ

★渡嘉敷村観光危機対応マニュアル【事業者用雛形版】を作成しました。

観光事業に携わる皆様が、観光危機発生時、どのような対応を行えばよいかを参考にさせていただくため、危機対応マニュアル雛形版を業種ごとに作成しています。各事業者でアレンジして活用してください。

渡嘉敷村観光危機管理マニュアル雛形(宿泊事業者用)

渡嘉敷村宿泊事業者の皆様へ

災害が発生したとき、一人ひとりが慌てずに落ち着いて行動することが重要です。一瞬の判断が皆様自身やお客様の生死を分けることもあります。いざという時に備えて、平常時から避難経路及び以下の初動対応をスタッフ全員で確認しておきましょう。

緊急連絡先一覧	
観光危機管理 緊急連絡先	TEL: 098-987-2333 (渡嘉敷村観光課)
渡嘉敷村観光協会	TEL: 098-987-2321 (渡嘉敷村総務課)
消防機関	TEL: 098-987-2321 (渡嘉敷村総務課)
診療所	TEL: 098-987-2028
駐在所	TEL: 098-987-2039

地震・津波	台風	土砂災害	対応
地震発生	台風発生	土砂災害発生	※テロ等の人的危機は土砂災害発生時の対応に準ずる。
安全確保①	情報収集 (台風通過前)	安全確保①	①まずは自分の身の安全を確保する。・近くにある物で頭を守る・机の下に潜る・壁ガラスやブロック壁から離れる等・次に家族の安否確認をする。・不安な状況では落ち着いて対応できない。
情報収集・伝達②	情報収集 (台風通過中)	情報収集・伝達②	②テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線などで情報収集する。 可能な方法で観光客に情報伝達する。 伝達(例)「沖縄本島地方で大津波警報が発表された。これから安全な場所へ避難します！」
避難行動③	営業継続判断・広報活動	避難行動③	③避難誘導等する際、わかりやすく・はっきりと伝える。 伝達(例)「津波が来る！逃げて！」
安否確認・伝達④	施設状況確認	安否確認・伝達④	④避難場所にて安全確認後、渡嘉敷村観光協会へ避難完了報告をする。

非常時の持ち物リスト

- ☐ 防災行政無線の戸別受信機 ☐ 宿泊者リスト
- ☐ 携帯ラジオ ☐ 予備の電池 ☐ 携帯電話
- ☐ 救急セット ☐ 筆記用具 ☐ マニュアル
- ☐ 様式 ☐ その他業務上重要なもの

安否確認・伝達先⇒渡嘉敷村観光協会(TEL:)

- 第1報 ①事業者名・従業員名 ②避難場所、避難人数(男女別)、負傷者の有無
- 第2報 ①事業者名・従業員名 ②避難者の氏名、年齢、国籍、連絡先

渡嘉敷村避難経路



渡嘉敷村観光危機管理計画【概要版】

2019 年 3 月（発行）

渡嘉敷村 観光産業課